

諮問第4号

公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて

次のとおり公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てがあったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第34条の規定による改正前の地方自治法第244条の4第4項の規定により、議会に諮問する。

平成28年（2016年）5月24日提出

宝塚市長 中川智子

1 異議申立人

住所

氏名

2 処分の経緯及び内容

異議申立人は、異議申立人の子を平成28年4月1日から宝塚市立宝塚第一小学校第一地域児童育成会又は宝塚市立宝塚第一小学校第二地域児童育成会に入所させるため、宝塚市立地域児童育成会条例第5条の規定に基づき、同年1月12日付け宝塚市立宝塚第一小学校地域児童育成会入所申請書を市長に提出した。市長は、当該地域児童育成会に対する申請数が定員を上回っていたため、申請期間中に提出された申請を審査基準に基づき審査し、それぞれの入所順位を決定した。その結果、市長は、異議申立人の子を待機順位4番目とする処分（以下「本件処分」という。）を決定し、異議申立人に対して同年2月26日付け地域児童育成会入所待機通知書によりその旨を通知した。

3 異議申立てがされた日 平成28年（2016年）3月17日

4 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、審査基準を見直した上で再審査を行い、入所決定処分を求める。

5 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 入所の可否を決定するに当たって、平成28年度の入所に係る審査基準では、児童の保護者が変則就労の場合は、平成27年10月及び11月の勤務日及び勤務時間帯といった就労状況で指数点が計算されているが、月の総勤務時間及び常勤、パート等といった就労形態が参考にされていないため、勤務日及び勤務時間帯が固定

されている場合と比べ、不利になることがあり、公平性に欠ける。月の総勤務時間及び就労形態を考慮して、入所の可否を審査し、決定すべきである。また、兄弟そろっての申込みに対して、兄弟同時入所点数を加算して、同時に入所できるようにすべきである。

- (2) 現行の審査基準は、総勤務時間及び就労形態を考慮しない点で不公平なものであり、また、兄弟入所に関して配慮されていないので、当該審査基準により審査し、決定された本件処分は不当なものである。